

入札説明書に関する第1回質問回答

| No. | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------|----|----|-------------------------|---|---|
| 1 | 1_入札公告文 | 11 | 7 | 2_(8)付帯事業の参加資格要件 | 付帯事業を実施する民間収益事業者の実績要件について、「延べ面積50,000m2以上」とは1棟である必要はなく、複数棟による合計面積でよろしいでしょうか。 | 【資料-4-1】「様式集」(様式12)及びその添付資料において記載された複合施設開発が市街地再開発事業等の同一の地区内で整備されたものであることが客観的に判断することができれば、複数棟の合計面積による実績を認めます。 |
| 2 | 1_入札公告文 | 11 | 7 | 2_(8)付帯事業の参加資格要件 | 付帯事業を実施する民間収益事業者の実績要件について、「延べ面積50,000m2以上の複合施設開発」には一社単独で関わっている必要はなく、複数社によるプロジェクトの一員としての関与でよろしいでしょうか。 | 複数の企業による関与も実績と認めますが、複合施設開発に携わった立場については「入札説明書」4.(8)①に規定した要件を満たすことを明確にしてください。 |
| 3 | 2_入札説明書 | 5 | 18 | 4_(1)_④ | 1つの業務を複数社で分担する場合、様式4に記載すべき()書の業務内容は、入札説明書「P2 3_(5)特定事業の業務内容」から記載すればよろしいか。例えば、運營業務を複数社で分担する場合、入札説明書「P2 3_(5)③運營業務のA〜ケ」の中からという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 4 | 2_入札説明書 | 5 | 18 | 4_(1)_④ | 参加表明を行った構成員又は協力企業が、参加表明後に特に届出を行わずに実施する業務を増やすことも可能でしょうか。 | 参加表明書提出後に【資料-4-1】「様式集」(様式4)に記載した各業務の役割分担を変更することは原則として認めません。やむを得ず変更する必要性が生じた場合は同(様式14)を提出のうえ、振興会の承諾を得る必要があります。なお、「入札説明書」4.(1)④A〜カの各業務に該当しない業務についてはこの限りではありません。 |
| 5 | 2_入札説明書 | 5 | 23 | 4_(1)_⑤ 応募者構成する企業の変更 | 「応募者の構成〜。ただし、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事業が生じた場合は、振興会と協議するもの」と記載がございますが、提案検討段階において、より良い提案を練るために、参画させたい会社の関係各所の承認を必要とする時間をいただきたく、追加変更を認めていただきたく存じます。 | ご質問の内容が不明ですが、【資料-4-1】「様式集」(様式4)に記載した応募者を構成する企業を参加表明書提出後に変更(追加)する場合は、個別具体の事案の内容を踏まえて振興会が判断します。なお、「入札説明書」6(4)について、冒頭よりp18の13行目までを下記のとおり訂正します。 《訂正後の文章》 (4)競争参加資格確認後は、応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更は認めない。 ただし、やむを得ない事情が生じ、応募者の構成員又は協力企業を変更又は追加しようとする者にとっては、本入札説明書に対する第3回質問提出期限の日までに申請し、振興会に対して協議を求め、第二次審査資料の提出期限の日までに承諾を得るとともに、変更又は追加後において4.に掲げる競争参加資格を有することが確認できる場合(当該変更又は追加しようとする企業が、4.(3)①、(4)①、(5)①、(6)①、(7)①及び④の認定等を受けていない企業(当該認定等に係る申請を行ったことを確認できる企業に限る。)である場合は、当該企業が、4.(2)①から⑩まで、(3)②から⑧まで(③を除く。)、(4)③及び④、(5)②から⑧まで(③を除く。)、(6)②、(7)②に掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)①、(4)①、(5)①、(6)①、(7)①及び④の認定等を受けていない企業においては、落札の時に当該企業が4.(3)①及び③、(4)①及び②、(5)①及び③、(6)①及び③、(7)①及び③並びに④に掲げる要件を満たしていることを条件とする。)に限り、応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更をすることができる。 |
| 6 | 2_入札説明書 | 5 | 23 | 4_(1)_⑤ | 応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情とは、指名停止は含まれるという理解でよろしいでしょうか。 | 応募者を構成する企業の変更(追加)については、No.5の回答をご参照ください。なお、応募者の構成員又は協力企業が指名停止を受けた場合の取扱いについては、「入札説明書」6.(4)に記載のとおりです。 |
| 7 | 2_入札説明書 | 5 | 23 | 4_(1)_⑤ | 応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情に指名停止は含まれた場合、一次審査受付から一次審査の結果通知までの間は、変更できるのでしょうか。 | 応募者を構成する企業が指名停止を受けた場合の取扱いについては、「入札説明書」6.(4)に記載のとおりです。なお、第一次審査資料の受付から第一次審査結果の通知までの間に、応募者を構成する企業の変更をせざるを得ない事情が生じた場合において、変更の申請を行うことは可能ですが、申請を受けた時期によって、申請の内容に関わらず第一次審査のための期間を確保できず結果の通知に至らない可能性があります。 |
| 8 | 2_入札説明書 | 5 | 28 | 4_(1)_⑦ 舞台関連設備 | 「舞台関連設備〜いずれの応募者の構成員、協力企業になつてはならない」「このため、前掲の④において、〜業務を行う企業は記載しないこと」とありますが、当該舞台関連設備を扱う専門業者ではなく、舞台関連設備の維持管理業務を含む維持管理業務全体を一般的なビルメンテナンス会社が請け負ったうえで、下請負として舞台関連設備の専門業者に当該業務を委託する場合でも、当該ビルメンテナンス会社を舞台関連設備を担う企業として記載する必要はないという理解でしょうか。(様式4_応募者の構成員及び協力企業の役割分担表_本事業における役割の内容に記載しない) | 建設企業や維持管理企業の下請負者として舞台関連設備の施設整備業務及び維持管理業務を行う企業については、【資料-4-1】「様式集」(様式4)に構成員、協力企業として記載しないという趣旨であり、構成員又は協力企業(舞台関連設備の維持管理業務を含む維持管理業務全体を担う企業等)が舞台関連設備業務を委託する場合については、同様式に当該構成員又は協力企業(舞台関連設備の維持管理業務を含む維持管理業務全体を担う企業等)を記載してください。 |
| 9 | 2_入札説明書 | 5 | 28 | 4_(1)_⑦ 舞台関連設備 | 「舞台関連設備〜いずれの応募者の構成員、協力企業になつてはならない」とありますが、落札後の基本協定の締結時に舞台関連設備を扱う専門業者を新たに協力企業に加えることをお認め頂けないでしょうか。 【理由】 ①協力企業である維持管理企業からの再委託の場合、通常管理諸経費として余計なコストが発生します。※管理諸経費等が発生せずに維持管理企業から再委託企業へ発注することは出来ない ②入札時に舞台関連設備の維持管理業務を行う企業を記載しないということは、少なくとも舞台関連設備における体制については、加算項目審査では評価されないと思慮します。そのため、落札後に協力企業に加えても入札自体に大きな影響はないと考えます。 | 基本協定書は競争参加資格等を有する落札者との間で締結するものであり、原文のとおりとします。ただし、事業契約締結後、業務開始前までに当該者が協力企業として必要な資格等を有する者として確認され、かつ、協力企業として本事業に参加することの効果期待できる場合などについては、協議することとします。 |
| 10 | 2_入札説明書 | 5 | 28 | 4_(1)_⑦ 舞台関連設備 企業 | 舞台関連設備の定期点検等及び保守業務は、維持管理企業よりも運営企業の方が舞台関連設備の業者と連携を図りやすく、安定した運用が図れるため、運営企業から舞台関連設備の業者に下請として当該業務を委託してもよろしいでしょうか。その場合、運営企業は元請業務のみで保守業務の実務は行いませんので、運営企業の参加資格要件を満たしていればよろしいでしょうか。 | 原文のとおり、舞台関連設備の定期点検等及び保守業務は維持管理業務の一部とします。なお、ご質問のような場合には当該運営企業が、舞台関連設備の維持管理業務を担う維持管理企業の一部を構成のうえ、舞台関連設備の業者に委託することで対処可能と想定されます。 |
| 11 | 2_入札説明書 | 5 | 34 | 4_(1)_⑧ | 協力企業であれば、資本又は人的関係のある者が他の応募者となっても良いという理解でよろしいでしょうか。構成員では上記が不可の理由をお示しください。 | ご理解のとおりです。公正な入札実施のため、「入札説明書」4.(1)⑥に記載のとおり、「応募者を構成する企業のいずれかが、他の応募者を構成する企業でないこと。」と定め、かつ同⑧に記載のとおり、「応募者を構成する企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者を構成する企業でないこと。」を定めています。ただし、例外として双方が協力企業である場合のみ認めています。 |

入札説明書に関する第1回質問回答

| No. | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------|----|----|-----------------------------|--|--|
| 12 | 2_入札説明書 | 7 | 6 | 4_(2)_④ | 第一次審査資料の提出期限の～指名停止とございますが、4(1)⑤の変更せざるを得ない事情に指名停止が含まれる場合は、どのように理解すればよろしいでしょうか。 | No.6の回答をご参照ください。 |
| 13 | 2_入札説明書 | 7 | 7 | 4_(2)_④ 指名停止処分 | 文部科学省の指名停止処分とは、「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知)に基づき、「関東・甲信越」地区を対象とする指名停止という認識でよろしいでしょうか。 | 当該区域として「関東・甲信越地区」が対象となりますが、「全区域」及び「当該区域以外の区域」として指定された場合も含まれます。 |
| 14 | 2_入札説明書 | 7 | 8 | (2) 応募者を構成する企業に共通の参加資格要件 | ④において、「法令違反を根拠とするものでない場合はこの限りでない」とありますが、工事関係者に死亡者や負傷者を発生させ、その事故が重大と認められる場合でも、指名停止期間が2週間であれば、参加資格が認められるということでしょうか。但し書き以下の例外事項を設ける合理的な理由をご教示ください。 | ご理解のとおりです。ただし書きについては、本事業で長期の審査期間を設定していることなどから振興会において規定したものです。なお、談合等法令違反を根拠とするものは対象になりません。 |
| 15 | 2_入札説明書 | 7 | 29 | 4_(2)_⑩ 反社会的勢力排除に関する誓約事項 | 『(資料-7)反社会的勢力排除に関する誓約事項』のご提出に係る詳細(提出方法、提出期限、提出部数、押印の有無)をご教示ください。 | (様式6-1)により、応募者を構成するすべての企業が「入札説明書」4.(2)⑩を含む、4.(1)及び(2)に記載された要件を満たす者であることを、代表企業において誓約していただくこととしていますので、【資料-7】「反社会的勢力排除に関する誓約事項」の提出は不要です。 |
| 16 | 2_入札説明書 | 8 | 3 | 4_(3)_④ | 独立した専門的分野の例として挙げられている「ランドスケープデザイン」「インテリアデザイン」等、複数の専門的分野を一つの企業が行うことは差し支えないか。 | 専門分野を追加することは応募者の判断によります。一つの企業が複数の専門分野を追加することは差し支えありませんが、その場合、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び当該分野を追加する理由等を明確にし、(様式9-6)に記載したうえで提出してください。 |
| 17 | 2_入札説明書 | 8 | 3 | 4_(3)_④ | 「分担業務分野」の分類は下表によること、とあるが、「分担業務分野」を記載する欄は様式9のみで、様式4中の役割の記載内容については任意の説明でよろしいか。 | (様式4)については、応募者を構成する構成員(代表企業)、構成員、協力企業について本事業における役割を記載することとしています。なお、一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載してください。 |
| 18 | 2_入札説明書 | 8 | 3 | 4_(3)_④ | 新たに追加する分担業務と、表中の分担業務分野のいずれかを同一の設計企業が兼務することは差し支えないか。 | 専門分野を追加することは応募者の判断によります。表中の分担業務分野のいずれかと新たに追加する分担業務分野を、同一の設計企業が行うことは差し支えありませんが、その場合、新たに追加する分担業務分野、当該分野の具体的な業務内容及び当該分野を追加する理由等を明確にし、(様式9-6)に記載したうえで提出してください。 |
| 19 | 2_入札説明書 | 8 | 3 | 4_(3) 設計企業の参加資格要件 | ④において、分担業務分野の追加が認められるとのことですが、本事業で対象とする複合施設は用途が多岐にわたるため、①複合施設全体の全体総合、②劇場分野の総合、③民間収益施設分野の総合に分担業務と分けることが合理的である場合があるように思料します。そのため、例えば、①から③を異なる3者で分担したり、②または③を分担するものが①を兼任して2者で分担する等の自由度は認められると考えてよいでしょうか。 | 設計業務の総合、構造、電気設備、機械設備の分担業務分野については、分割して新たな分野として設定はできませんが、一つの分担業務分野を複数の者が行うことは差し支えありません。この場合においても、各分担業務分野の主任担当技術者は1名としています。 |
| 20 | 2_入札説明書 | 8 | 4 | 4_(3)_④ 分担業務分野 | 新たに追加する分担業務分野の主任担当技術者については業務実績は問われないとしてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 21 | 2_入札説明書 | 8 | 19 | 4_(3)_⑤ | 「次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること」とあるが、複数の設計企業が設計業務を行う場合、その複数企業全体の中からそれぞれ1名とし、複数の企業ごとに1名ではないという認識でよろしいか。 | 「入札説明書」4.(1)④のとおり設計業務を複数の企業が行うことは差し支えありません。設計業務を複数の企業が行う場合であっても、4.(3)⑥のとおり、管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、同一の設計企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとしています。そのため、同じ会社から選出することになります。なお、No.19の回答をご参照ください。 |
| 22 | 2_入札説明書 | 8 | 19 | 4_(3)_⑤ | 「次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること」とあるが、複数の設計企業が設計業務を行う場合、管理技術者及び主任担当技術者を配置しない設計企業が設計業務を行うことは可能か。 | No.21の回答をご参照ください。 |
| 23 | 2_入札説明書 | 8 | 25 | 4_(3)_⑥ | 管理技術者及び総合分野の主任担当技術者の両者が、同一の設計企業に所属している必要がありますでしょうか。 | No.21の回答をご参照ください。 |
| 24 | 2_入札説明書 | 8 | 25 | 4_(3)_⑥ | 「管理技術者及び総合分野の主任担当技術者は、同一の設計企業」と記載がありますが、設計JVの場合は、管理技術者と総合主任担当技術者は、同じ会社から選出しなければなりませんか。 | No.21の回答をご参照ください。 |
| 25 | 2_入札説明書 | 8 | 34 | 4_(3)_⑧_ア | 実績証明についてご質問いたします。実績を証明する書類として、委託者に提出した着手届や重要事項説明書類、または委託者の押印がある従事証明書等を添付することで宜しいでしょうか。 | 【資料-4】「提出書類等の記載要領」を確認し、必要となる資料を提出してください。 |
| 26 | 2_入札説明書 | 9 | 10 | 4_(3)_⑧_エ (A) | 実績要件として基本設計の見直し業務を基本設計の実績とみなしてよろしいでしょうか。 | 同一の者が基本設計を行い、さらにその基本設計の見直しを実施して実施設計を行った業務実績であれば実績として認めます。ただし、「入札説明書」4.(3)⑧の要件を満たすことが必要です。 |
| 27 | 2_入札説明書 | 9 | 13 | 4_(3)_⑧_エ | 用途(文化交流施設)について、図書館の位置づけをご質問いたします。 ①図書館法第2条に規定する地方公共団体が設置する図書館 ②国立国会図書館法に規定する国立図書館 ③学校教育法第二条に規定する国、地方公共団体及び学校法人が設置する大学図書館のいずれも対象となる図書館実績として資格条件を満足することで宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 28 | 2_入札説明書 | 9 | 14 | 4_(3)_⑧_エ (A)_d用途 | 実績要件となる建築物の用途として観覧場(観客席のある屋内アリーナ、球技場等)は含まれますでしょうか。 | 建築物の用途の文化・交流施設は、国土交通省告示98号別添二による建築物の類型の第十二を参考に設定しています。第一から第十一及び第十三から第十五に該当しない用途であり、第十二に定める用途(警察署、消防署を除く。)等として該当するものに限ります。なお、ご質問の観覧場(観客席のある屋内アリーナ、球技場等)の用途詳細は不明ですが、第三の用途に該当しないことをご確認ください。 |
| 29 | 2_入札説明書 | 9 | 14 | 4_(3)_⑧_エ (A)_d用途 | 実績要件となる建築物の用途として展示場(観客席のあるアリーナ、多目的ホール等)は含まれますでしょうか。 | 建築物の用途の文化・交流施設は、国土交通省告示98号別添二による建築物の類型の第十二を参考に設定しています。第一から第十一及び第十三から第十五に該当しない用途であり、第十二に定める用途(警察署、消防署を除く。)等として該当するものに限ります。なお、ご質問の展示場(観客席のあるアリーナ、多目的ホール等)の用途詳細は不明ですが、第三、第五の用途に該当しないことをご確認ください。 |

入札説明書に関する第1回質問回答

| No. | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------|----|----|---------------------------|--|---|
| 30 | 2_入札説明書 | 9 | 17 | 4_(3)_⑧_エ | 複合施設についてご質問いたします。 「複合用途施設の場合は、複合用途施設における文化・交流施設の用途に係る部分の床面積が7,500㎡以上あればよいのか、それとも、複合用途施設の施設全体の延面積が15,000㎡以上でありその内、文化・交流施設の用途に係る面積が1/2以上を占めればよいのか。前者後どちらのご認識でしょうか。」 | 設計業務を実施する管理技術者、総合主任担当技術者、構造担当主任技術者、電気設備主任担当技術者、機械設備主任担当技術者の配置予定技術者は、1棟で延べ面積15,000㎡以上の文化・交流施設、又は、これらのいずれかを含む複合用途施設の設計業務の実績を要件としています。 なお、複合用途施設の実績要件としては、1棟の延べ面積が15,000㎡以上で、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計(用途に係る共用部分を含む。)が7,500㎡以上を占めるものとしています。 |
| 31 | 2_入札説明書 | 9 | 18 | 4_(3)_⑧_エ_(A) | 設計企業の配置技術者が携わった実績について、「複合用途施設は、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計(用途に係る共用部分を含む。)が、b. 規模に示す面積(各技術者等ごとに指定された面積)の1/2以上を占める」と記載がありますが、建物全体面積の1/2以上ではなく、「b. 1棟で延べ面積15,000㎡以上」の1/2以上を占める、つまり「複合用途施設は、1棟で延べ面積15,000㎡以上で、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計が延べ面積7,500㎡以上であれば良い」との解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 32 | 2_入札説明書 | 9 | 30 | 4_(3)_⑧_オ | 「管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名とし」とあるが、複数の設計企業が設計業務を行う場合、その複数企業全体の中からそれぞれ1名とし、複数の企業ごとに1名ではないという認識でよろしいか。 | No. 21の回答をご参照ください。 |
| 33 | 2_入札説明書 | 9 | 30 | 4_(3) 設計企業の参加資格要件 | ⑧ オ において「管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名」とありますが、本事業は複合施設であり複数の分野別専門家の関与が欠かせないことから、各分担業務分野の主任技術者は、1名ではなく複数名選任できるように参加資格要件を変えていただけませんか。 | No. 19の回答をご参照ください。 |
| 34 | 2_入札説明書 | 12 | 6 | 4_(4)_④ | 建設企業の配置予定技術者のうち、電気工事と管工事の技術者は兼任してもよろしいでしょうか。 | 兼任は認められません。 |
| 35 | 2_入札説明書 | 12 | 20 | 4_(4)_④_ア_(B) 建設企業の参加資格要件 | 配置予定技術者の施工経験について、「(建築物の建築一式(躯体、外装、内装~とする。)工事)」との記載がありますが、契約工期の工事開始日でなく、工期中の躯体工事から竣工まで従事した者を、建築一式工事の施工経験を有すると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、従事期間中に建築物の建築一式(躯体、外装、内装のすべてを含む新築又は増築(増築にあつては増築部分とする。))工事の施工を経験したことが証明できる資料を(様式10-7)に添付してください。 |
| 36 | 2_入札説明書 | 12 | 29 | 4_(4)_④_ア_(B)_d用途 | 「用途(3)⑧エ(A)dに同じ」とありますが、用途が複合施設であった場合、延べ面積は3,750㎡(7,500㎡の半分)以上あればよいということでしょうか。 | 複合用途施設は、1棟の延べ面積が7,500㎡以上で、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計が3,750㎡以上を占めるものとしています。 |
| 37 | 2_入札説明書 | 12 | 29 | 4_(4)_④_ア_(B) | 建設企業の配置技術者の施工経験について、「d. 用途(3)⑧エ(A)d. に同じ」と記載がありますが、「複合用途施設は、1棟で延べ面積7,500㎡以上で、文化・交流施設の用途に係る部分の床面積の合計が延べ面積3,750㎡以上であれば良い」との解釈でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 38 | 2_入札説明書 | 13 | 3 | 4_(4)_④_イ_(B) 建設企業の参加資格要件 | 配置予定技術者の施工経験について、「電気工事(工事種目についての一式工事(機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。))施工経験を有すること。」との記載がありますが、契約工期の工事開始日でなく、工期中の電気工事から竣工まで従事した者を、電気工事の施工経験を有すると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、従事期間中に新設の電気工事(工事種目についての一式工事(機器、機材、配管配線等の施工及び試験調整を含む。))の施工を経験したことが証明できる資料を(様式10-8)に添付してください。 |
| 39 | 2_入札説明書 | 13 | 16 | 4_(4)_④_ウ_(A) 建設企業の参加資格要件 | 配置予定技術者の施工経験について、「管工事(工事種目についての一式工事(機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。))の施工経験を有すること。」との記載がありますが、契約工期の工事開始日でなく、工期中の管工事から竣工まで従事した者を、管工事の施工経験を有すると理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、従事期間中に新設の管工事(工事種目についての一式工事(機器、機材、冷水又は冷温水配管、ダクト等の施工及び試験調整を含む。))の施工を経験したことが証明できる資料を(様式10-9)に添付してください。 |
| 40 | 2_入札説明書 | 14 | 16 | 4_(5)_④ | 「分担業務分野」の分類は下表によること、とあるが、「分担業務分野」を記載する欄は様式11のみで、様式4中の役割の記載内容については任意の形式で記載してよろしいか。 | (様式4)については、応募者を構成する構成員(代表企業)、構成員、協力企業について本事業における役割を記載することとしています。 なお、一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載してください。 |
| 41 | 2_入札説明書 | 14 | 26 | 4_(5)_⑤ | 「次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること」とあるが、複数の工事監理企業が工事監理業務を行う場合、その複数企業全体の中からそれぞれ1名とし、複数の企業ごとに1名ではないという認識でよろしいか。 | 「入札説明書」4.(5)③のとおり工事監理業務を複数の企業が行うことは差し支えありません。 工事監理業務を複数の企業が行う場合であっても、4.(5)⑥のとおり、管理技術者及び建築主任担当技術者は、同一の工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとしています。そのため、同じ会社から選出することになります。 なお、建築、構造、電気設備、機械設備の分担業務分野については、分割して新たな分野として設定はできませんが、一つの分担業務分野を複数の者が行うことは差し支えありません。この場合においても、各分担業務分野の主任担当技術者は1名としています。 |
| 42 | 2_入札説明書 | 14 | 26 | 4_(5)_⑤ | 「次に示す業務を実施する管理技術者及び主任担当技術者を配置できること」とあるが、複数の工事監理企業が工事監理業務を行う場合、管理技術者及び主任担当技術者を配置しない工事監理企業が工事監理業務を行うことは可能か。 | 「入札説明書」4.(1)④のとおり一者が複数の業務を兼ねて実施すること、業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者が行うことは差し支えありません。 (様式4)については、応募者を構成する構成員(代表企業)、構成員、協力企業について本事業における役割を記載することとしています。 なお、一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載してください。 |
| 43 | 2_入札説明書 | 15 | 1 | 4_(5)_⑧ | 「管理技術者は前掲(3)⑤の設計企業で配置する管理技術者との兼務は認めない」とあるが、工事監理業務における各主任担当技術者については、設計企業での各主任担当技術者との兼務は可能か。 | 工事監理業務における各主任担当技術者については、設計企業での各主任担当技術者との兼務は可能です。 |
| 44 | 2_入札説明書 | 15 | 39 | 4_(5)_⑧_オ | 「管理技術者及び各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ1名とし」とあるが、複数の工事監理企業が工事監理業務を行う場合、その複数企業全体の中からそれぞれ1名とし、複数の企業ごとに1名ではないという認識でよろしいか。 | No. 41の回答をご参照ください。 |
| 45 | 2_入札説明書 | 16 | 10 | 4_(6)_② 必要な資格 | 「②維持管理業務を行うにあたって必要な資格(許可・登録・認定等)を有すること」とありますが、具体的には「建築物衛生法における登録」を指しているという理解でよろしいでしょうか。 | 維持管理業務の実施にあたって必要な資格は、【資料-2】「業務要求水準書」に基づき応募者の責任で判断してください。 |

入札説明書に関する第1回質問回答

| No. | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------|----|----|--------------------------|--|---|
| 46 | 2_入札説明書 | 16 | 12 | 4_(6)_③ 維持管理企業の参加資格要件 | 維持管理業務を複数の企業で担う場合は、少なくとも1社が維持管理企業の参加資格要件を満たすものとする、もしくは、「定期点検等及び保守業務」及び「運転・監視及び日常点検・保守業務」を行う企業が維持管理企業の参加資格要件を満たしていればよろしいでしょうか。 | 「入札説明書」4.(1)④で、応募にあたり応募者を構成する企業それぞれが、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うこととし、ア～カの業務に携わることを明らかにすることとしています。そのため、4.(6)で応募者を構成する維持管理業務を実施するすべての者は、4.(6)①、②を満たしている必要があります。 |
| 47 | 2_入札説明書 | 16 | 17 | 4_(7)_① 運営企業の参加資格要件 | 飲食・物販を行う者に関しては、当該競争参加資格を有していない者も多いため、より良いサービスを提案するためにも、参加資格要件を不要としていただくか、第二次審査までに取得することを条件とするなど猶予をいただけませんか。 | 「入札説明書」6.(1)のとおり、第一次審査資料の提出時において、認定等を受けていない企業においても、条件を満たせば第一次審査資料を提出できることとしています。 また、【資料-1】「事業契約書(案)」別紙2の1.1.の定義のとおり「運營業務の主体的部分とは、運營業務に係る総合的な企画及び業務遂行の管理」としており、飲食・物販サービスの提供企業(テナント等)はこれに該当しないため、運営企業として参画することは必須ではなく、参加資格要件を必ずしも求めるものではありません。 飲食・物販サービス全体の企画やテナント管理を担える企業が、運営企業を構成することを想定しています。 なお、「入札説明書」6.(1)について、p17の13～19行目を下記のとおり訂正します。 《訂正後の文章》 査資料を提出することができる。この場合、4.(2)①から⑩まで、(3)②から⑧まで(③を除く。)、(4)③及び④、(5)②から⑧まで(③を除く。)、(6)②、(7)②に掲げる要件を満たしており、かつ、4.(3)①、(4)①、(5)①、(6)①、(7)①及び④の認定等を受けていない企業にあつては、開札の時において当該企業が4.(3)①及び③、(4)①及び②、(5)①及び③、(6)①及び③、(7)①及び③並びに④に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。 |
| 48 | 2_入札説明書 | 16 | 17 | 4_(7)_① 運営企業の参加資格要件 | 飲食・物販を行う者に関しては、当該競争参加資格を有していない者も多いため、より良いサービスを提案するためにも、第一次審査後、参加資格要件を満たした企業に追加または変更することを認めていただけますでしょうか。 | No.47の回答をご参照ください。 |
| 49 | 2_入札説明書 | 16 | 30 | 4_(8)付帯事業の参加資格要件 | 付帯事業を実施する民間収益事業者の実績要件について、「ホテル及びオフィスを含む、延べ面積50,000m2以上の複合施設開発事業者(施行・都市計画提案者又はこれに準ずる立場)として関与」とは当該施設の発注者もしくは発注者であるSPC等に出資していれば良いとのことよろしいでしょうか。 | 【資料-4-1】「様式集」(様式12)及びその添付資料において、記載された複合施設開発の「発注者もしくは発注者であるSPC等に出資」していることではなく、「入札説明書」4.(8)①のなお書きで例示した内容のとおり、「市街地再開発組合における参加組合員又は事業協力者等の立場で、開発計画の企画や関係行政等との協議・調整等の不動産開発事業の実務に携わったことを客観的に確認できる者」である必要があります。 |
| 50 | 2_入札説明書 | 16 | 30 | 4_(8)付帯事業の参加資格要件 | 付帯事業を実施する民間収益事業者の実績要件について、「ホテル及びオフィスを含む、延べ面積50,000m2以上の複合施設開発事業者(施行者・都市計画提案者又はこれに準ずる立場)として関与」とは同一開発の一環で同一時期に隣接地でのホテルとオフィスの開発を別棟で行った場合はその合計面積でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 併せて、No.1の回答をご参照ください。 |
| 51 | 2_入札説明書 | 17 | 7 | 6_(1)応募者 | 維持管理企業として応募する者は、第一次審査資料の提出時に全省庁統一資格を有していなくても、開札時までに全省庁統一資格を有することを条件に、本競争に参加できるという理解でよろしいでしょうか。 その場合、開札時に資格審査結果通知書をご提出し、競争参加資格があることをご確認いただくとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、No.47の回答もご参照ください。 |
| 52 | 2_入札説明書 | 17 | 7 | 6_(1)応募者 | 前回の質疑回答において飲食・物販等サービス提供業務を行う運営企業は、再業務委託や転貸してもよいとの回答を頂きましたが、転貸を行う場合、実際に飲食・物販等サービス提供業務を行うのは転借人ですので、転借人が運営企業の競争参加資格を満たしていなくてもよいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 ただし、No.47の回答のとおり、飲食・物販サービスを提供するテナントを管理する運営企業については、競争参加資格を有する必要があります。 |
| 53 | 2_入札説明書 | 17 | 7 | 6_(1)応募者 | 運営企業として応募する者は、入札公告時及び第一次審査資料の提出時に全省庁統一資格を有していなくても、開札時までに全省庁統一資格を有することを条件に、本競争に参加できるという理解でよろしいでしょうか。 その場合、開札時に資格審査結果通知書をご提出し、競争参加資格があることをご確認いただくとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、No.47の回答もご参照ください。 |
| 54 | 2_入札説明書 | 17 | 7 | 6_(1)応募者 | 維持管理業務を行う維持管理企業が、入札公告時及び第一次審査資料の提出時において、4.(6)①の競争参加資格を有していない企業であっても、4.(6)②のみに掲げる要件を満たしており、開札の時において、(6)①に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があるとみなされるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、維持管理業務を複数の維持管理企業が行う場合には、開札時に「入札説明書」4.(6)③の要件も満たしている必要があります。 なお、No.47の回答もご参照ください。 |
| 55 | 2_入札説明書 | 17 | 7 | 6_(1)応募者 | 運營業務のうち飲食・物販等サービス提供業務を行う運営企業が、入札公告時及び第一次審査資料の提出時において、4.(7)①の競争参加資格を有していない企業であっても、4.(7)②のみに掲げる要件を満たしており、開札の時において、(7)①に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があるとみなされるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.53の回答をご参照ください。 |
| 56 | 2_入札説明書 | 17 | 7 | 6_(1)応募者 | 運營業務を行う運営企業が、入札公告時及び第一次審査資料の提出時において、4.(7)①の競争参加資格を有していない企業であっても、4.(7)②のみに掲げる要件を満たしており、開札の時において、(7)①に掲げる要件を満たしていることを条件として競争参加資格があるとみなされるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりですが、運營業務を複数の運営企業が行う場合には、開札時に「入札説明書」4.(7)③の要件も満たしている必要があります。 なお、No.47の回答もご参照ください。 |
| 57 | 2_入札説明書 | 17 | 10 | 6.第一次審査資料の提出 | 4.(6)①の認定を受けていない企業の場合、4.(6)②及び③の要件を満たしており、かつ4.(6)①の認定を受けていない企業の場合は、開札時に4.(6)①にあげる条件を満たすことを条件に競争参加資格があることを確認する。とありますが、4.(6)③は、4.(6)①および②を満たしていることと記載しております。6.で記載の要件を満たすためには、公告時に資格を有していないといけなく読み取れ。6.での開札時に条件を満たしていることを条件に参加資格の確認をする。と矛盾をしておりますが、該当の参加資格を公告時に取得できていない場合は、開札時までに取得をしていれば参加資格があるということの良いのでしょうか。 | No.47の回答をご参照ください。 |

入札説明書に関する第1回質問回答

| No. | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|------------------------------------|------|----|-----------------------------|--|--|
| 58 | 2_入札説明書 | 17 | 22 | 6_(1)①提出期間 | 昨今のコロナウイルスの状況により、入札参加表明書、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を期間内に提出することが難しい状況です。提出期間の延長は可能でしょうか。 | 提出期限の延長は行いません。 |
| 59 | 2_入札説明書 | 17 | 32 | 6_(4) 構成員又は協力企業の変更に及び追加について | 構成員又は協力企業における変更又は追加については、1つ目の条件として「やむを得ない事情が生じ、応募者の構成員又は協力企業を変更又は追加しようとする者にとっては、第二次審査資料の提出期限の日までの期間に限り、振興会と協議し、振興会の承諾を得る」ことが記載されていますが、「やむを得ない事情」とはどのような事情を想定しておりますでしょうか。具体的な事情についてご教示ください。 | 具体的な事象の想定について回答することはできません。併せて、No.5及びNo.6の回答をご参照ください。 |
| 60 | 2_入札説明書 | 17 | 32 | 6_(4) 構成員又は協力企業の変更に及び追加について | 第一次審査結果通知後から第二次審査資料までの間に付帯事業の提案内容の実施にあたって必要となる者があり、該当者を構成員又は協力企業に追加する場合において、当該追加の前後においていずれも競争参加資格を満たしている状況であるとき、上記は構成員又は協力企業における追加における「やむを得ない事情」に該当しますでしょうか。 | No.59の回答をご参照ください。 |
| 61 | 2_入札説明書 | 17 | 32 | 6_(4) 構成員又は協力企業の変更に及び追加について | 第一次審査結果通知後から第二次審査資料までの間に付帯事業の提案内容を深めていく中で、一部の付帯事業を実施する構成員又は協力企業が事業に参画することが困難であると認識するに至り構成員又は協力企業における変更(削除)を求める場合で、当該変更の前後においていずれも競争参加資格を満たしている状況であるとき、上記は構成員又は協力企業における変更における「やむを得ない事情」に該当しますでしょうか。 | 応募者を構成する企業の変更(削除)については、個別具体的な事案の内容を踏まえ、変更(削除)後の構成が入札公告時に示す資格及び実績等の要件を満たしていること等について確認したうえで、振興会において判断します。ただし、公正な入札実施のため、構成員又は協力企業の変更により特定のグループから離脱した者は同じ応募グループ、他の応募グループを問わず再度構成員又は協力企業となることは認めません。 |
| 62 | 2_入札説明書 | 18 | 14 | 6_(4) 指名停止を受けた場合の取扱い | 指名停止を受けた場合の取扱いとして、第3回質問提出期限(8月5日)までは応募者の構成員又は協力企業の変更及び追加並びに携わる予定業務の変更が可能とのことですが、8月以降に万一、指名停止処分を受けた場合にはグループとして失格になってしまいます。できれば、1行目の「やむを得ない事情」と同様に、第二次審査資料の提出期限(10月4日)まで認めていただけないでしょうか。 | 原文のとおりとします。 |
| 63 | 2_入札説明書 | 18 | 28 | 6_(5)_⑤ | 候補者を複数名立てた場合、4(3)⑧オ を満たしていない者がいても他の1名以上が満たす場合は一次審査資料は有効と考えてよろしいでしょうか。 | 複数名の候補者をもって第一次審査資料を提出することは支障ありませんが、いずれの候補者についても要件を満たしていることが必要です。 |
| 64 | 2_入札説明書 | 19 | 19 | 8本入札説明書に対する第1回質問 | 実施方針等に記載があつて本入札説明書に記載がない事項に関する質問(実施方針に関する質問回答に関する質問等)については、様式2の②資料名欄は空白でよろしいでしょうか。 | 実施方針等に記載があり、入札説明書等に記載がない事項について質問をする場合には、(様式2)の⑦質問の欄に実施方針等のどの部分に記載があったのかを明確にしたうえで、質問内容を記載し提出してください。なお、(様式2)の②資料名には記載がなくなったと思われる資料名を選択してください。 |
| 65 | 6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法 | 11 | 31 | 第2_3_(2)_① | ICカード作成業務費の対価を半期ごとに180,000円含むとございますが、初回発行分や定期更新分の撮影等に掛かる費用もこちらに含まれるのでしょうか。 | 第1回質問については、「入札説明書」8.(1)第一次審査資料の作成に関する本入札説明書に関する質問と規定していますので、必要な場合は、第2回質問で提出してください。 |
| 66 | 6_(資料-1-3) 事業費の算定及び支払い方法 | 11 | 31 | 第2_3_(2)_① | ICカード作成業務費の対価を半期ごとに180,000円含むとございますが、何枚のカードを想定されていますでしょうか。 | No.65の回答をご参照ください。 |
| 67 | 11_(資料-2) 業務要求水準書 第4章 施設整備 | 4-10 | 44 | 3_(1)_③_a | 備蓄倉庫に保管する物資は、事業期間中を含めて振興会が準備するという理解でよろしいでしょうか。 | No.65の回答をご参照ください。 |
| 68 | 12_(資料-2) 業務要求水準書 第5章 維持管理・運営 | 5-5 | 23 | 3_(9)_① | 「1時間以内に～振興会への報告が可能な体制」とありますが、「報告」とは、建物の異常有無及び関係者及び従事者への一斉連絡を終えて、有事の初動体制に関わる報告という理解でよろしいでしょうか。 | No.65の回答をご参照ください。 |
| 69 | 12_(資料-2) 業務要求水準書 第5章 維持管理・運営 | 5-16 | 25 | 第3節_1_(2) | 警備業務のなかにICカード作成業務があるが、この業務を行う企業にも警備業の認定が必要でしょうか。 | ICカード作成業務を行う企業については警備業の認定は不要です。 |
| 70 | 36_(添付4-6-2) セキュリティ相関図・凡例 | 1 | | | 「出入口鍵種別 凡例にA 扉+電気錠」とありますが、電気錠にはカードリーダーが設置されるという理解でよろしいでしょうか。 | No.65の回答をご参照ください。 |
| 71 | 108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準 | 2 | 31 | 1_(4)_①_a(c) | 「国内外の要人等の先導警備」については、類似業務の経験者を配置という理解でよろしいでしょうか。 | 【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」第1(4)①.a.(c)を満たしたうえで事業者の提案によります。 |
| 72 | 108_(添付5-3-1) 警備業務に係る要求水準 | 3 | 31 | 1_(6)_① | VIP来場時の一般客に対して検査として、持ち物検査委や金属探知機等の身体検査は不要という理解でよろしいでしょうか。 | No.65の回答をご参照ください。 |
| 73 | 109_(添付5-3-2) ICカード作成業務に係る要求水準 | 1 | 40 | 2_(3)_② | 「職員証のデザインは、現行のデザインを踏襲し」とございますので、現行のデザインを開示いただくことはできますでしょうか。目的は、デザインや文字種の確認です。 | No.65の回答をご参照ください。 |
| 74 | 208_(参考5-3-4) 公演来場者受付・案内等業務に関するデータ | 2 | 38 | 第2_3_(2) | 受付業務と他の維持管理業務に関して、ポスト数や配置時間等を満たしていれば、兼務等をして差し支えないという理解でよろしいでしょうか。 | 【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」第2.3.(1)業務実施体制の整備を満たしたうえで、事業者の提案によります。 |
| 75 | 226_(資料-4) 提出書類の記載要領 | 1 | 12 | 2. 入札参加表明書、一次審査資料について | 今回提出する書類はすべて正一部の提出でよろしいでしょうか。 | 【資料-4】「提出書類等の記載要領」第2.6(1)の記載を訂正し、正本1部、副本1部の合計2部を提出してください。 |
| 76 | 226_(資料-4) 提出書類の記載要領 | 1 | 12 | 様式番号3 入札参加表明書 | 「応募者名」には複数の企業によって構成されるグループの任意のグループ名称を記載し、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」には全て代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。その場合、代表企業の押印は必要でしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、代表企業の押印は不要です。 |

入札説明書に関する第1回質問回答

| No. | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------------------|----|----|---------------------------|--|--|
| 77 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 13 | 様式番号4 応募者の構成員及び協力企業の役割分担表 | 「一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載すること。」とありますが、設計企業や建設企業、工事監理企業の場合、業務の内容は入札説明書2ページ(5)特定事業の業務内容に記載されている個別の業務及びp8④「分担業務分野」又はp10③「工事種別」又はp14④「分担業務分野」を組み合わせ、表記すればよろしいでしょうか。(例:設計企業の場合、ア 国立劇場施設整備業務 a. 設計業務「総合分野」など) | ご理解のとおりです。 なお、複数の企業が同じ業務や分担業務分野を担当する場合は、各々の業務範囲等が分かるように記載してください。 |
| 78 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 13 | 様式番号4 応募者の構成員及び協力企業の役割分担表 | 付帯事業を複数の企業で共同して実施することを考えており分野ごとに業務内容を区分し記載することが難しい場合は、(カッコ内)の「業務の内容」の記載は、「ホテル、オフィス等の付帯事業を複数の企業で共同して担う」などと各企業とも同一の内容を記載することで構いませんか。 | 業務の分担等がなく、付帯事業を共同で実施する場合にはご理解のとおりです。 |
| 79 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 13 | 様式番号4 応募者の構成員及び協力企業の役割分担表 | 「一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載すること。」とありますが、業務の内容は入札説明書2ページ(5)特定事業の業務内容に記載されている個別の業務について記載すればよろしいでしょうか。(例:維持管理企業の場合、定期点検等及び保守業務、舞台関係設備の定期点検及び保守業務など) | ご理解のとおりです。 |
| 80 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 13 | 様式番号4 応募者の構成員及び協力企業の役割分担表 | 「一つの業務を複数の企業で行う場合は、業務の内容についても記載すること。」とあるが、付帯事業を複数の企業にて行う場合、業務の内容はどのように表記すればよろしいか? | 付帯事業を複数の企業で行う場合は、「入札説明書」4(1)④に記載のとおり、各企業の業務内容が分かるよう記載してください。 |
| 81 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 14 | 2_(1)入札参加表明に関する提出書類 | 貴会HPの調達情報掲載の2022年04月11日付「入札及び契約手続きにおける押印等の見直しについて」に基づき、記載事項を記載する場合、提出書類に押印は不要でしょうか。またその際に公表された様式の記載項目を上記文書の指示に従い修正してもよろしいでしょうか。 | 押印は不要です。 なお、(様式4)及び(様式5)に記載された内容にて、押印省略を認めるものとします。 |
| 82 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 14 | 2_(1)入札参加表明に関する提出書類 | 貴会HPの調達情報掲載の2022年04月11日付「入札及び契約手続きにおける押印等の見直しについて」において、「押印を省略する場合は、～本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載が必要となります。記載がない場合は、押印の省略ができません」とありますが、様式5「委任状(代表企業に対する委任)」には「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する項目がありません。本事業においては、公表された様式5に指定された必要項目を記載することで、委任者、受任者とも押印を省略することはできますでしょうか。 | No.81の回答をご参照ください。 |
| 83 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 14 | 2_(1)入札参加表明に関する提出書類 | 貴会HPの調達情報掲載の2022年04月11日付「入札及び契約手続きにおける押印等の見直しについて」の規定とはかかわらず、本事業においては、公表された様式3・様式4・様式6-1・様式7・様式8に指定された必要項目を記載することで、押印を省略することはできませんでしょうか。 | No.81の回答をご参照ください。 |
| 84 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 14 | 様式番号5 委任状 | 委任状には構成員及び協力企業の代表者印等の押印が必要との理解でよろしいでしょうか。 | No.81の回答をご参照ください。 |
| 85 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 14 | 様式番号5 委任状 | 委任状は1枚に取り纏めず、構成員・協力企業ごとに作成することはお認め頂けますでしょうか。 | 差し支えありません。 |
| 86 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 17 | 第1_2_(1)委任状 | 構成員、協力企業及び受任者の代表者の捺印は必要でしょうか。捺印する場合も、印鑑証明書の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。 | No.81の回答をご参照ください。 |
| 87 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 17 | 様式番号6-1 競争参加資格確認申請書 | 「応募者名」には複数の企業によって構成されるグループの任意のグループ名称を記載し、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」には全て代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。その場合、代表企業の押印は必要でしょうか。 | No.76の回答をご参照ください。 |
| 88 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 18 | 様式6-2 38行など | 「携わった分担業務分野と立場が記載された「業務体制表」「業務従事証明書」又はそれに準ずるもの」と記載がございますが、「業務従事証明書」とは弊社にて作成・押印したものを以てこれに充てることができるという理解でよろしいでしょうか。当該書類にて不足する場合には、配置予定技術者が従事した工事の履歴を記載した「経歴書」を加え、これらを以て「それに準ずるもの」という扱いとしていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。 後段については、前段の提出資料により、携わった分担業務分野と立場が確認できる場合は不要です。 |
| 89 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 1 | 18 | 様式6-2 135行など | 「技術者の資格・工事経験等の確認できる資料」と記載がございますが、「工事経験等の確認できる資料」とは弊社にて作成する当該配置予定技術者が従事した工事の履歴を記載した「経歴書」および従事役職・工期等を記載した「業務従事証明書」を作成・押印しこれらを以て工事経験等の確認できる資料としていただけるという理解でよろしいでしょうか。 | 工事経験等の確認できる資料については、別途提出していただく当該配置予定技術者の施工実績で確認することとしますので、提出は不要とします。 なお、下記の資料を訂正します。 《訂正箇所》 ●【資料-4】「提出書類等の記載要領」第1.2.(3)B:b.「②技術者の資格・工事経験等が確認できる資料」については項目を削除します。 ●【資料-4-1】「様式集」(様式6-2)第一次審査資料提出時における提出書類及び添付資料一覧表 建設業務<建設企業(建築一式工事)>、<建設企業(電気工事)>、<建設企業(管工事)>、<その他の建設企業(建築一式工事)>、<その他の建設企業(電気工事)>、<その他の建設企業(管工事)>の施工実績欄に記載のある「技術者の資格・工事経験等の確認できる資料」及び「従事期間の確認できる資料」については項目を削除します。 ●【資料-4-1】「様式集」(様式6-2)第一次審査資料提出時における提出書類及び添付資料一覧表 <監理技術者又は主任技術者(建築一式工事)>、<監理技術者又は主任技術者(電気工事)>、<監理技術者又は主任技術者(管工事)>の施工実績欄に記載のある「技術者の資格・工事経験等の確認できる資料」については項目を削除します。 |

入札説明書に関する第1回質問回答

| No. | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------------------|----|----|---|---|---|
| 90 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 2 | 11 | 様式番号6-1添付維持管理企業の一般競争(指名競争)参加資格認定書の写し | 様式番号に「6-1添付」とありますが、様式6-1には「※施設整備業務(設計業務・建設業務・工事監理業務)に携わる企業すべての競争参加資格通知書の写しを添付すること。」と記載があります。維持管理企業の一般競争参加資格認定書の写しも様式6-1へ添付すればよろしいでしょうか。または様式7へ添付すればよろしいでしょうか。 | (様式7)のみに添付してください。 |
| 91 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 2 | 35 | 第1_2_(3)維持管理企業の参加資格認定書の写し | 維持管理企業の競争参加資格認定書の写しは、様式6-1に添付との記載がございますが、様式7の下段にも「※維持管理業務に携わる企業すべての競争参加資格通知書の写しを添付すること。」と記載されているため、両方の様式に添付するとの理解でよろしいでしょうか。 | No.90の回答をご参照ください。 |
| 92 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 3 | 2 | 様式番号6-1添付運営企業の一般競争(指名競争)参加資格認定書の写し | 様式番号に「6-1添付」とありますが、様式6-1には「※施設整備業務(設計業務・建設業務・工事監理業務)に携わる企業すべての競争参加資格通知書の写しを添付すること。」と記載があります。運営企業の一般競争参加資格認定書の写しも様式6-1へ添付すればよろしいでしょうか。または様式8へ添付すればよろしいでしょうか。 | (様式8)のみに添付してください。 |
| 93 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 3 | 2 | 第1_2_(3)運営企業の一般競争(指名競争)参加資格認定書の写し | 『運営企業の一般競争(指名競争)参加資格認定書の写し』、『警備業務に携わる運営企業の警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に基づく認定を受けた認定証の写し』を様式6-1に添付する旨が表中に記載されていますが、<様式8_運営業務に必要な資格に関する書類>にも上記2種類の書類を添付することとされています。上記2種類の書類は様式6-1及び様式8の双方に添付するという理解で宜しいでしょうか。 | No.92の回答をご参照ください。 |
| 94 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 3 | 3 | 様式番号6-1添付警備業務に携わる運営企業の警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に基づく認定を受けた認定証の写し | 様式番号に「6-1添付」とありますが、様式6-1には「※施設整備業務(設計業務・建設業務・工事監理業務)に携わる企業すべての競争参加資格通知書の写しを添付すること。」と記載があります。警備業法第4条に基づく認定を受けた認定証も様式6-1へ添付すればよろしいでしょうか。または様式8へ添付すればよろしいでしょうか。 | No.92の回答をご参照ください。 |
| 95 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 3 | 4 | 様式番号7維持管理業務に必要な資格に関する書類 | 維持管理業務に必要な資格に関する書類は様式6-1の添付書類として「令和04・05・06年度の一般競争(指名競争)入札参加資格(全省庁共通)審査における競争参加資格の認定通知書の写し」を提出すればよく、その他の許認可証などの書類は第一次審査時における提出は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 96 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 3 | 4 | 様式番号7維持管理業務に必要な資格に関する書類 | 「応募者名」には複数の企業によって構成されるグループの任意のグループ名称を記載し、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」には全て代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。その場合、代表企業の押印は必要でしょうか。 | No.76の回答をご参照ください。 |
| 97 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 3 | 5 | 様式番号8運営業務に必要な資格に関する書類 | 運営業務に必要な資格に関する書類は「令和04・05・06年度の一般競争(指名競争)入札参加資格(全省庁共通)審査における競争参加資格の認定通知書の写し」及び「警備業法第4条に基づく認定を受けた認定証の写し」を提出すればよく、その他の許認可証などの書類は第一次審査時における提出は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 98 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 3 | 5 | 様式番号8運営業務に必要な資格に関する書類 | 「応募者名」には複数の企業によって構成されるグループの任意のグループ名称を記載し、「商号又は名称」「所在地」「代表者名」には全て代表企業の情報を記載すればよろしいでしょうか。その場合、代表企業の押印は必要でしょうか。 | No.76の回答をご参照ください。 |
| 99 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 3 | 13 | 第1_2_(3)維持管理業務に必要な資格に関する書類 | 様式7には、維持管理業務に必要な資格名等の記載は必要なく、代表企業の記名捺印と、維持管理企業の競争参加資格認定通知書写しを添付するだけでよろしいでしょうか。 | (様式7)への押印は不要です。競争参加資格認定書写しを添付してください。 |
| 100 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 5 | 2 | 様式番号12民間収益事業者の実績(付帯事業) | 添付資料として「①様式12において実績として挙げた施設が、複合開発を担当する民間収益事業者の実績であることが分かる資料。②ホテル及びオフィスを含む、延べ面積50,000㎡以上の複合施設であることが分かる資料。」とあり、また(様式12)の下部には「以下の資料を添付すること。・上記実績を示す資料(開発実績として挙げた施設が、複合開発を担当する民間収益事業者の業務実績であることが分かる資料(パンフレット等)」とあるため、添付資料には用途別面積の記載がなくても構わないとの理解でよろしいでしょうか。 | 【資料-4】「提出書類の記載要領」第1.2.(3)B:c.に記載のとおり、「①様式12において実績として挙げた施設が、複合開発を担当する民間収益事業者の実績であることが分かる資料」と「②ホテル及びオフィスを含む、延べ面積50,000㎡以上の複合施設であることが分かる資料」を添付することとしています。なお、(様式12)に記載のパンフレット等は一例を示したもので、例えば添付されたパンフレット等に①の内容を確認できる記載があり、②の内容を確認できる記載がない場合は、②の内容を確認できる資料の添付が必要です。 |
| 101 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 6 | 17 | 第1_2_(3)_B_a.様式9及び11 | 同一案件を複数の実績に使用する場合の添付資料(表中①契約書の写し③業務の履行完了が確認できる資料⑤実績で求められる要件(構造、規模(延べ面積)、階数、用途)が確認できる施設の図面・資料等)は、最も前の様式に添付し、以降の様式への添付は省略してよろしいでしょうか。 | 同一案件を複数の実績に使用する場合の添付資料については、対象となる様式番号の一番小さい番号の様式に添付することで、その様式以外への添付を省略することを可能とします。ただし、添付資料の余白部分に添付を省略した様式番号を分かりやすく記入するとともに、省略された様式の余白部分に添付している様式番号及びページ番号を分かりやすく記入することとします。 |
| 102 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 6 | 17 | 第1_2_(3)_B_a.様式9及び11 | 添付資料として、表中②携わった分担分野と立場が記載された「業務体制表」「業務従事証明書」又はそれに準じるものと記載がありますが、携わった分担業務分野と立場を記載した「業務従事証明書」があれば、「業務体制表」は添付しなくてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 103 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 6 | 21 | B_a_② | 「携わった分担業務分野が記載された「業務体制表」「業務従事証明書」とありますが、「業務体制表」か「業務従事証明書」のどちらか一方でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

入札説明書に関する第1回質問回答

| No. | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|---------------------|----|----|---------------------|---|---|
| 104 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 6 | 21 | 第1_2_(3)_B_a | 業務体制表と業務従事証明書はどちらも必要でしょうか。 | いずれか一つで構いません。 |
| 105 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 6 | 23 | 2._(3)_B_a. | PUBDISの登録がある場合は、PUBDIS業務カルテ情報の写しを添付することで、契約書の写し、「業務体制表」「業務従事証明書」、業務履行の完了が確認できる資料、基本設計及び実施設計を実施したことが確認可能な業務仕様書の添付、に代えさせていただくことは可能でしょうか。 | 【資料-4】「提出書類等の記載要領」で提出を求めている添付資料の内容が確認できるものであれば代替は可能です。 |
| 106 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 6 | 33 | 2._(3)_B_a. | 提出する実績図面のサイズはA4でよろしいでしょうか。 | 【資料-4】「提出書類等の記載要領」第2.5.ウに記載されている第一次審査資料の提出用紙サイズを下記のとおり訂正します。 なお、用紙サイズの判断については、記載内容が判別できるサイズとし、応募者の判断に委ねます。 また、A3用紙を利用する際には、A4サイズに折り込んで提出をお願いします。 《訂正後の文章》 A3横長又はA4縦長の左綴じ |
| 107 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 7 | 13 | 第1_2_(3)_B_b. 様式10 | 添付資料として、表中①「契約書の写し」、⑤「建設工事共同企業体としての実績の場合は、協定書の写し」は、コリンズを代用してよろしいでしょうか。 | 【資料-4】「提出書類等の記載要領」で提出を求めている添付資料の内容が確認できるものであれば代替は可能です。 |
| 108 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 7 | 13 | 第1_2_(3)_B_b. 様式10 | 添付資料として、表中②技術者の資格・工事経験等が確認できる資料（記載した工事の工事関係書類「従事したことを確認できる部分の写し」など）及び③従事期間が確認できる資料（申請者が証明した従事証明書など）は、配置予定技術者の経験を確認する資料と考えられます。したがって、様式10-1、様式10-2、様式10-3へ②及び③を添付しなくてよろしいでしょうか。 | ②技術者の資格・工事経験等が確認できる資料及び③従事期間が確認できる資料は、ご指摘のとおり配置予定技術者の経験を確認する資料となっておりますので、（様式10-1～6）には添付しなくて構いません。 なお、No.89の回答もご参照ください。 |
| 109 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 7 | 13 | 第1_2_(3)_B_b. 様式10 | 添付資料の表中②技術者の資格・工事経験等が確認できる資料（記載した工事の工事関係書類「従事したことを確認できる部分の写し」など）については、③従事期間が確認できる資料（申請者が証明した従事証明書など）で②の内容を満たせば様式10-7、様式10-8、様式10-9へ②を添付しなくてよろしいでしょうか。 | ②技術者の資格・工事経験等が確認できる資料については、「②技術者の資格・工事経験等の確認できる資料」は添付せず、「③従事期間の確認できる資料」を（様式10-7～9）に添付してください。 なお、No.89の回答もご参照ください。 |
| 110 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 7 | 20 | 2._(3)_B_b. | CORINSの登録がある場合は、CORINSの写しを添付することで、契約書の写し、技術者の資格・工事経験等の確認できる資料、従事期間の確認できる資料、施工実績、施工経験が確認できる必要最小限の図面、に代えさせていただくことは可能でしょうか。 | 【資料-4】「提出書類等の記載要領」で提出を求めている添付資料の内容が確認できるものであれば代替は可能です。 なお、「技術者の資格」や「施工実績、施工経験が確認できる必要最小限の図面」については、保有資格を証明する書類の写しや施工実績、施工経験が確認できる図面等で参加資格要件を確認しますので資料を添付してください。 |
| 111 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 8 | 3 | 2._(3)_C. | 設計業務の雇用関係の証明書類は、管理技術者、総合主任担当技術者の提出でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 112 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 8 | 4 | 2._(3)_C. | 工事監理業務の雇用関係の証明書類は管理技術者、建築主任担当技術者の提出でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 113 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 8 | 5 | 2._(3)_C. | 建設業務の雇用関係の証明書類は監理技術者または主任技術者（建築一式工事、電気工事、管工事）でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 114 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 10 | 10 | 4_(4)_③ 建設企業の参加資格要件 | 「元請けとして完成・引渡し完了した」とありますが、建築工事、電気工事、管工事につき、各工事で元請ではなく、各工事が一括発注された元請工事についても、それぞれの要件を満たしていれば実績があるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 115 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | 26 | 12 | 関心表明 | 実施方針質問回答No.92において、（再委託先の提案書への記載に関する質問に対し、）「構成員、協力企業、その他提案に関わる企業の名称を記載することは認めません。」とありますが、飲食・物販事業者、金融機関、保険会社、ホテル事業者等の関心表明については、添付する趣旨から企業名に墨消し等は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。 | 第一次審査資料については、墨消しなどは必要ありませんので記載してください。 なお、第二次審査資料に関する質問はNo.65の回答をご参照ください。 |
| 116 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | | | | 様式3、様式6-1、様式7、様式8に応募者名を記載するようになっておりますが、応募者名の付け方について何か制限はありますか。 | 特に制限はありません。 |
| 117 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | | | 様式3～5, 7, 8 | 今回提出する書類には押印の記載が見当たりません。提出書類には押印不要という理解でよろしいでしょうか。 | No.81の回答をご参照ください。 |
| 118 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | | | 様式5_委任状 | 委任状における各構成員、協力企業、受任者欄には各構成企業の印鑑（実印）が必要かと思えます。その場合、任意様式で使用印鑑届を提出し、委任状自体には使用印による対応をお認め頂けますでしょうか。 | No.81の回答をご参照ください。 |
| 119 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | | | 様式6-2 | 「第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表」の表中最右欄の「頁数」の列に記載例として「○/○～○/○」とあります。また、「添付書類のすべてに通して記載」とありますが、当該「頁数」の列に、「○/○～○/○」でなく、応募者側で任意に設けるインデックスや番号（例：1、2、・・・）などにより、提出が必要となる書類がわかるような記載の方法でも、よろしいでしょうか。 | （様式6-2）「第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表」の「頁数」については、様式ごとに添付する資料の頁数を「○」といったように記入するよう訂正します。 また、添付を省略する様式の「頁数」については、省略した資料が添付されている様式番号を「様式○-○」といったように記載するよう訂正します。 なお、各様式に添付する書類の頁数の記載については、様式ごとに「1」から記載することとし、添付資料の1ページ目を「1」として記載するよう訂正します。 |
| 120 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | | | 様式6-2 | 「第一次審査資料提出時における提出書類及び添付書類一覧表」の表中最右欄の「頁数」の列に「○/○～○/○」とあります。また、「添付書類のすべてに通して記載」とありますが、具体的指示をご教示願います。例えば、仮に数百ページにわたった場合にも、各ページ右下にボールペンで通しを記載するという理解でしょうか。 | No.119の回答をご参照ください。 記載方法については、応募者の判断に委ねます。 |

入札説明書に関する第1回質問回答

| No. | 資料名 | 頁数 | 行数 | 項目 | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------|----|----|-------------------------|--|---|
| 121 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | | | 様式6-2 | ■建設業務(建設企業(建築一式工事)(電気工事)(管工事)の施工実績において、「技術者の資格・工事経験等の確認できる資料」および「従事期間の確認できる資料」の欄がありますが、会社の実績に関する資料ではないかと思われまますので、不要と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、(様式6-2)はチェックリストであり、各添付資料については、(様式9-12)に添付してください。 また、No.89の回答もご参照ください。 |
| 122 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | | | 様式6-2 | 参加資格要件の実績において、「複合用途」を記載する場合、求められている用途(文化・交流施設)の面積集計表が必要との記載がありますが、書式の指定がないため、任意の書式でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 なお、(様式6-2)はチェックリストであり、各添付資料については、(様式9-11)に添付してください。 |
| 123 | 226_(資料-4)提出書類の記載要領 | | | 様式9-1~10-9 | 施工実績証明書及び、設計業務実績証明書は押印不要という理解でよろしかったでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 124 | 227_(資料-5)事業者選定基準 | 24 | 1 | 第5_3_(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法 | 基準貸付料が高額であり、下回る場合必須項目審査において欠格となることから、参加資格申請するかどうかの判断に影響する状況です。 入札手続き上基準貸付料が変更になる場合はあるのでしょうか。 本入札手続きの途中で基準貸付料が変更となる場合には、応募しなかったことによる不利益が大きいため、変更する場合には再公告となるのでしょうか。 | 基準貸付料を変更する予定はありません。 |
| 125 | 227_(資料-5)事業者選定基準 | 24 | 1 | 第5_3_(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法 | 基準貸付料が高額であり、下回る場合必須項目審査において欠格となることから、参加資格申請するかどうかの判断に影響する状況にあるなか、資料1-3の費用負担の考え方によると、大空間である劇場の躯体工事費、直接仮設費等が面積按分となるため、空間量に対して床面積の少ない劇場部分の負担は小さく、付帯事業の負担割合が大きくなり、事業性が一層厳しい状況となってしまいます。 入札手続き上、事業費の按分方法について、構造的に区分されていれば各々の施設が躯体工事費を負担する等の変更がある場合はあるのでしょうか。本入札手続きの途中で事業費の按分方法が変更となる場合には、応募しなかったことによる不利益が大きいため、変更する場合には再公告となるのでしょうか。 | 事業費の按分方法について変更する予定はありません。 |
| 126 | 227_(資料-5)事業者選定基準 | 24 | 1 | 第5_3_(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法 | 基準貸付料が高額であり、下回る場合必須項目審査において欠格となることから、参加資格申請するかどうかの判断に影響する状況にあるなか、資料2に示された入居者の目線の高さの制限により、実質的な建物高さはより制約を受けるため、事業性が一層厳しい状況となってしまいます。 入札手続き上、入居者の目線の高さ制限を含めて複合施設全体の高さ制限の変更がある場合はあるのでしょうか。本入札手続きの途中で複合施設全体の高さ制限の変更となる場合には、応募しなかったことによる不利益が大きいため、変更する場合には再公告となるのでしょうか。 | 複合施設全体の高さ制限について変更する予定はありません。 |
| 127 | 227_(資料-5)事業者選定基準 | 24 | 5 | 第5_3_(3)_⑤基準貸付料 | 基準貸付料として年額12.9億円が示されておりますが、公有地活用の点を鑑み、劇場との合築建物での付帯事業という制約条件の中、非常に高額な地代水準であると思慮します。本PFI事業の応募にあたって、付帯事業が大きな制約となると考えられますが、地代の見直しを含めて参加資格申請日までにご検討(基準貸付料の再設定等)、又は今後の方針についてお示しいただけないでしょうか。現状のままであれば本事業への参画が非常に困難です。 | 基準貸付料を変更する予定はありません。 |
| 128 | 227_(資料-5)事業者選定基準 | 24 | 5 | 第5_3_(3)_⑤貸付料の提案金額の評価方法 | 「基準貸付料:1,290,000,000円」と記載がございますが、民間収益施設の事業検討にあたり負担が大きいのと思料し、参加申請の判断に大きく影響しております。事業者サイドへのヒアリングを実施する、もしくは、根拠データを開示していただくなどご配慮お願い申し上げます。 | 基準貸付料について、民間事業者へのヒアリングや根拠データの開示は予定しておりません。 |
| 129 | 227_(資料-5)事業者選定基準 | 24 | 5 | 3_(3)加点点目審査⑤ | 基準貸付料:1,290,000,000円(年額)について、計算根拠をご開示下さい。 | 基準貸付料について、計算根拠の開示は予定しておりません。 |
| 130 | 229_反社会的勢力排除に関する誓約事項 | 1 | | | 代表者の捺印は必要でしょうか。捺印する場合も、印鑑証明書の提出は不要という認識でよろしいでしょうか。 | No.15の回答をご参照ください。 |
| 131 | 229_反社会的勢力排除に関する誓約事項 | | | | 当該様式(資料-7)は、参加資格申請時に提出と考えてよろしいでしょうか。また、他の提出様式と同様に押印不要と考えておりますが、担当者連絡先の記載は不要でよろしいでしょうか。 | No.15の回答をご参照ください。 |
| 132 | 229_反社会的勢力排除に関する誓約事項 | | | | 資料-7 反社会的勢力排除に関する誓約事項は、応募者を構成する構成員・協力企業の各社の代表者印を押印して、1次審査申請時に提出すればよろしいでしょうか。 | No.15の回答をご参照ください。 |
| | 2_入札説明書 | 13 | 35 | 4_(4)④ウ(B) | 入札説明書の訂正 | 「入札説明書」4_(4)④ウ(B)について、p13の35~37行目を下記のとおり訂正します。 《訂正後の文章》 経験を有すること。ただし、記載した同種工事の経験に携わったことが確認できる工事に限る。 |